第12回PI外環沿線会議 会議録

平成17年8月8日(月)

於:東京都庁第一本庁舎33F特別会議室N6

【司会(鈴木)】 それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、第12回PI外環沿線会議にお集まりいただき、ありがとうございます。

私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます、国土交通省東京外かく環状道路調査事務所の鈴木でございます。

それでは、ただいまから第12回PI外環沿線会議を開催いたします。本日の会議の終 了時間でございますけれども、これまでと同様、午後9時を考えておりますので、会議の 進行に何とぞご協力よろしくお願いいたします。

本日、練馬区の岩崎さん、湯山さん、三鷹市の新さん、調布市の遠藤さん、川原さん、 狛江市の石井さんにおかれましては、ご都合により欠席されるとの連絡をいただいており ます。また、杉並区の土肥さんからは、ご都合によりおくれて来られるとの連絡をいただいております。

それでは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。1枚目、次第、2枚目に座席表に続きまして、資料 1は前回の会議録でございます。資料 2は第11回、前回会議で委員から出された意見でございます。資料 3につきましては、委員からの提出資料でございます。前回までに提出いただいております資料の再配付でございます。そのうち江崎さんの資料は、第3回から第11回に出された資料でございまして、今回、一部誤植等を修正し再配付させていただいております。栗林さんの資料は、第3回から第9回までに提出された資料の再配付でございます。樋上さんの資料は第8回に提出された資料の再配付でございます。山本さんの資料は、「外環の必要性」のA3の資料、こちらを一部修正したものの再配付でございます。また、第7回、第9回、第10回に提出された補足資料も再配付をさせていただいております。

参考資料といたしまして、オープンハウス・意見を聴く会について、参考資料 2として意見を聴く会の議事概要の一部更新したもの、武蔵野の一部更新したものでございます。

それから、参考資料 3といたしましては、これも前回同様、前回配付しているものの再配付でございます。参考資料 4といたしまして、国土交通省の方で行っております技術専門委員会のとりまとめに関する資料、こちらは今回新たに配付している資料でございます。資料については以上ですが、足りない資料ございませんでしょうか。 よろしいでしょうか。

それでは、ここで撮影時間の方を終了とさせていただきますので、報道の皆様にはご協力をお願いいたします。

また、傍聴されています方々につきましては、受付で配付しております注意事項に沿って、会の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、まず初めに資料 1、第11回の会議録についてでございます。こちらについては事前に皆さんにご確認いただき、ご意見があったものについては修正したものでございます。ここでご確認いただきたいと思いますが、特に意見がないようでしたら、会議録は本日から公表とさせていただきますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、前回の会議の終了後、傍聴の方から議事録につきまして意見をいただきました。 委員は録音をして発言の内容について責任をもつべきだといったこと、あるいは速記を国 がつけているのはおかしくて、都がつけるべきだといった意見をいただいております。速 記は国土交通省が委託してはおりますけれども、国と都で構成する事務局として作業をい ただき、議事録につきましては先ほども説明いたしましたとおり、各委員に事前に送付し て、各委員の発言部分について確認いただき、必要な修正をいただいた後に公表すること としております。また一部の委員に対しましてもそういう意見を直接、会議終了後にいわ れたということがありましたので、これまでのやり方について確認をさせていただきまし た。

それでは、次に資料 2 についてでございます。資料 2 は第 1 1 回の会議で委員の皆さんからいただいた意見を整理したものでございますので、概要を事務局から説明いたします。

【事務局(濱田)】 事務局を担当いたします国土交通省関東地方整備局道路部計画調整課の濱田でございます。

それでは、資料 2の方をごらんいただきたいと思います。前回、第11回のPI外環 沿線会議では主に4つの項目について議論があったかと思います。1番が外環の必要性に ついて、2番、外環の東名以南区間について、3番、オープンハウスと意見を聴く会につ いて、4のその他でございます。

順番が前後しますが、 の外環の必要性についてからご紹介させていただきたいと思います。外環の必要性については、江崎委員から補足の資料が提示されております。栗林委員から、トンネル式は地震、火災、地下水等にどれほど信頼があるものなのかというご意見が出されております。続きまして濱本委員から、ジャンクションやインターチェンジ等の工事をする際にどのような問題があるのかというようなご意見が出されております。江崎委員から、時間価値が鉄道と車でどうして異なるか納得のいく説明が欲しい。誘発交通は過去の事例も調べるべき。環境問題はもっと大きな観点でとらえるべき。必要性の資料での大気汚染の説明がわかりにくいというご意見をいただいております。武田委員より、埋蔵文化財についてのデータが東京都にあるはずなので、沿線の文化財データが欲しいというご意見が出されております。濱本委員から、活断層の資料をいただいたが、他の委員の皆さんにも配ってほしいというご意見をいただいております。

めくっていただきまして、の外環の東名以南区間についてということでございます。 栗林委員より、東名以南についてはPI会議で議論されるべきであったのに、それ以前に 新聞に出すということは、世論を誘導する情報操作ではないのか。東名以南の議論に制約 がかかるというご意見をいただいております。次に濱本委員からですが、東名以南の問題 は、新聞に掲載される前に、まずPI会議で話し合うべきだったというご意見がございま した。新委員からですが、PI会議の場で発表する気であれば、どうして会議の冒頭で国 から陳謝しなかったのかというご意見をいただいております。下の方にいきまして、武田 委員より、東名以南に関して国の責任ある見解を聞きたいというご意見がございました。 山内委員からこれに対しまして、一度持ち帰り、対応させていただきたいという回答がご ざいました。一番最後のところですが、平野委員、渡辺委員から、東名以南の整理がつか ないと、必要性のとりまとめの議論にはならない。あるいは、東名以南の結論を出さない と先の話はできないというご意見が出されました。

のオープンハウスと意見を聴く会についてですが、濱本委員より、武蔵野市の意見を 聴く会の議事録の訂正は行ったのかというご質問がございまして、事務局より、都市計画 の変更・廃止について、都のコメントは修正したとお答えさせていただいております。

一番最後、その他ですが、オオタカの営巣の可能性があり、追加調査を行うことを報告 すると山本委員より報告がございました。

駆け足でしたが、以上でございます。

【司会(鈴木)】 ただいま事務局から説明いたしました第11回の会議の委員から出された意見について、ここでご意見等ございましたらご指摘いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。

それでは、先に進みたいと思います。本日の議題について確認していきたいと思います。 まず前々回の会議では、必要性の議論に引き続きまして、構想段階の議論の区切りに関し まして多くのご意見をいただきました。それを受けた前回の会議では、江崎委員から資料 を出されておりましたので、これに対する質疑と、それから外環の東名以南の計画検討に ついて多くの意見が出されました。したがって、議論の区切りについての意見交換につき ましては、今回に先送りということになっていたかと思います。

そこで本日はまず、前回の会議で議論になりました外環の東名以南の計画検討と新聞の 報道の内容につきまして、国土交通省からご説明いただき、次に同じく国土交通省の方か ら技術専門委員会のとりまとめに関して資料を出されておりますので、あわせて報告して いただき、その後、これに関しまして意見交換をしていきたいと思います。その後、前々 回からの課題になっておりました構想段階の議論の区切りにつきまして、これも前々回、 そのようにされていたかと思いますが、国土交通省と東京都から考え方を説明いただき、 前々回に引き続き議論していきたいと思います。本日はこのように進めるということでよ るしいでしょうか。 それでは、本日はこのように議論を進めていきたいと思います。

まず、国土交通省の山内さんの方から外環の東名以南の計画検討と新聞報道についての 説明ということでよろしいでしょうか。それでは、山内さん、お願いします。

【山内委員】 それでは、外環の東名以南の計画検討と新聞報道につきまして、持ち帰って対応させていただきました中身についてお話をさせていただきます。

外環の東名以南につきましては、PI外環沿線協議会の2年間のとりまとめにおきましても、国の見解といたしまして、外環は関越道から東京湾岸道路まで接続することで環状道路のネットワークが効果的に発揮されると考えており、関越道から東名区間の計画が決定されれば、速やかに関係自治体や住民の意見を聞きながら、事業化に向け努力するとさせていただいておりました。このPI会議におきましても、重要な論点として議論の俎上に上っていたわけでございます。しかし、これまでは、PI会議へ考えを示す段階には至っていなかったため、東名以南に対する考え方を示せるよう、内部調整を進めておりました。具体的には、去る7月28日のPI会議で初めて川崎縦貫道路との一本化も含めて検討、関係者と調整を始める意思があると表明をしたいと考えておりました。

新聞報道の経緯でございますが、国土交通省が何らかの発表をしたわけではございません。また、意図をもって新聞社に情報提供をしたということはございません。一方で、川崎縦貫道路につきましては、これまでもたびたび記事になっておりまして、最近では7月22日に川崎市の商工会議所が川崎縦貫道と外環の東名以南との一本化を国に要望するとの会見を開き、そのことが日経新聞神奈川版等で報道されておりました。このため、報道関係者が外環の東名以南について注目していたと考えられまして、実際、関係機関などに取材があったと聞いております。記者からの取材に限らず、問い合わせがあった場合には誠実に対応することが必要でございまして、取材を受けたそれぞれの者が対応し、そうした内容が足し合わされて記事になったというふうに考えております。

ここで、おわびでございます。このPI会議で国の見解を示し議論するよりも先に、東名以南に関する記事が掲載され、PI会議委員の皆様に不愉快な思いや不信感を抱かせる結果となりまして、大変遺憾なことで、申しわけないと考えております。国土交通省を代表しおわび申し上げるとともに、再発防止に努める旨、言明したいと存じます。

ここで、改めまして、外環東名以南に関する見解でございますが、外環は湾岸までつながり環状になってこそ、その機能が十分発揮されます。外環東名以南は必要であると考えております。これまでも東名以南につきまして基礎的な調査を実施してきておりますが、現在取り組んでいる外環、関越、東名間の方向性が決まったら、次の段階として外環東名以南につきましても検討のスピードを速めていきたいと考えております。そのため、速やかに関係行政間で具体的な調整に着手したいと考えております。外環東名以南につきましても、別途地域の方々のご意見をお聞きしながら進めていくことになるものと考えております。

なお、検討に当たりましては、川崎縦貫道路の国道15号以西は、ルート、構造を含め、 いまだ計画決定に至っておらず、川崎縦貫道路との関係は無視し得ないため、外環東名以 南とのルートの一本化も1つの選択肢として検討していくことになると考えております。

以上でございます。

【司会(鈴木)】 山内さんから、外環の東名以南に関する新聞報道と国土交通省としての見解でございました。

それでは、引き続きまして、山本さんから技術専門委員会のとりまとめについて説明いただき、その後、あわせて意見交換をしていきたいと思います。それでは、山本さんの方から技術専門委員会のとりまとめについて、参考資料 4をごらんいただきたいと思いま

す。お願いします。

【山本委員】 山本でございます。本日の資料の一番後ろ、参考資料 4ということで、外環の技術専門委員会のとりまとめ(案)という資料をお配りさせていただいております。この技術専門委員会については、これまでもご紹介をたびたびしてまいりましたし、また委員会ごとに委員の皆様方には委員会の資料を送らせていただいておったわけでございますが、先般、8月3日に第5回の技術専門委員会が開かれまして、そこでとりまとめの案ということで議論いたしました。これ以外にも追加の資料等で議論したわけでございますが、一番最後にとりまとめの案について議論をいたしましたので、本日、多少お時間をいただいてご紹介をさせていただきたいと思います。

あわせて、一部新聞にも載っておりましたので、その辺についても触れさせていただけ たらと思っております。

この資料でございますが、タイトル「外環の必要性検討における技術的視点からの評価」ということで、技術専門委員会のとりまとめの案ということでございます。冒頭に技術専門委員会5名の先生方のお名前を書かせていただいております。このとりまとめの位置づけでございますが、1番のはじめにというところで書いてございますが、技術専門委員会で審議された「外環の必要性」に関する資料の妥当性について、現段階における評価ということでとりまとめをしたものでございます。

2番、検討経緯と書いてございますけども、PI会議で皆さん方にご説明させていただいている「外環の必要性」、こういった資料が、その下に から が書いておりますけども、沿線住民の関心や懸念に対する要求にこたえているかどうか、あるいはそれがわかりやすく表現できているかどうか、情報がどういった前提条件やどういったデータで作成されているかどうかということについて、審議をしていただいたということでございます。

詳細についてはご紹介をいたしません。2ページ目をごらんいただきますと、3番の本委員会での審議事項・評価ということで、将来交通量とか費用便益分析、こういったものの提示した資料についてのコメントをまとめているものでございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。一番下に4番、今後の課題と検討の進め方ということでまとまってございます。(1)のところで、本委員会で審議してきた必要性に関する資料、これは皆様方にご提示させていただいている資料でございますけども、構想段階における資料としては技術的観点からおおむね妥当ではないかというコメントをいただいております。早急に構想段階における必要性の議論について総括することが期待さ

れ、今後は具体的な計画に基づいて、より詳細な検討を進めるべきだということでございます。

特に具体的に(2)でございますが、沿線地域への環境の影響について、地域住民が最も懸念している事項だということで、引き続き住民の意見を聞きながら、具体的な計画検討に着手して、その結果を活用した予測評価、対策を検討することが必要である。あわせて、その段階においても、地域住民に十分説明し、意見を聞いていくことが重要ということでとりまとまっているということでございます。また内容は後ほどごらんいただけたらと思います。

こういった形で、技術専門委員会で外環の必要性に関する資料について、技術的観点からとりまとめをいただいたという内容でございます。

一部の報道で、技術専門委員会の委員長である石田委員長から、環境アセスの段階までいくために都市計画変更まで進むべきだといったようなコメントが紹介されていたかというように思います。とりまとめの内容としては、先ほどご紹介したような書きぶりがされているということでございます。この技術専門委員会は公開でされておりますので、皆様方もお聞きになっていたかというように思います。先ほどのアセスとか都市計画変更の話につきましては、この委員会の後、委員長が記者会見をいたしまして、報道の方のご質問で、私自身はということで、個人的な見解ということで、アセス手続に入って、より詳細に検討をすべきじゃないかと。特に住民の方は、局地的かつ測地的な検討に関心があって、懸念や心配をしているということで、詳細な検討に入るべきではないかといったような見解をお話になりました。その際に都市計画決定のプロセスの中で検討をすべきだというようなコメントをされていたものが紹介されたということでございます。

私の説明は以上でございます。

【司会(鈴木)】 それでは、東名以南の計画検討及び新聞報道について、それから技 術専門委員会のとりまとめと、それにかかわる新聞報道について、国土交通省の方から説 明がございましたが、関連してご意見、ご質問等ございましたらいただきたいと思います。 栗林さん、お願いします。

【栗林委員】 まず最初に、先ほど山内さんからご発表のございました東名以南につきましては、おおむね理解いたしました。念のために申し上げておきますと、現在議論している大泉 東名間は既に都市計画決定されているところであります。それが昭和45年の大臣の凍結発言によって凍結されていること。片や東名以南につきましては、都市計画上

はまだ何の計画もされていない。これは大変大きな違いであると思っております。したがって、東名以南について必要だというご主張は国のお考えであるというふうに受けとめておきます。やはり東名以南については、今回のPIの成果を踏まえた上で、十分にPI的なやり方とは何かということを慎重に考えながらやっていかれることが大事ではないか。そして、あえていうならば、まだ都市計画決定されていないわけですから、造らないという選択肢を絶対設けるべきだというのが私の意見でございます。

次に、今の山本委員のご説明の技術専門委員会の話でございます。技術専門委員会は私も傍聴いたしました。おおむね委員長は、この資料の妥当性について述べられたというように思って帰ってまいりました。しかし、次の日の日経を読みますと、ここにちょっと持ってきましたけれども、日経には構想段階での議論を早急に総括して、都市計画の変更まで進むべきだとの見方を委員長は示したと。ずっと後に行きますと、さらに環境アセスメントの段階までいくために、都市計画変更まで進むべきだと言われております。これは、国は先ほど個人的な見解だと注釈されました。しかしながら、やはりこれは公的な方が公的な場所で話されたわけですから、これを個人的な見解といっていいものか、私は疑問に思います。先ほど言いましたように、(委員会は)資料の妥当性について一定の結論を出すというのが趣旨でございますので、ここで本来の委員会の目的からみて、これは踏み込み過ぎだというのが私の率直な印象でございます。

あえて2点申し上げます。ここでは、環境アセスメントの段階までいくために云々ということは、恐らく評価についていっておられるはずです。PIで進んでいっているわけですから、このPI的なプロセスを大事にするならば、環境調査、環境影響の評価に至る一連の流れの中で、PIを生かすためにはどうすべきかということについて、まだ確たる約束ができておりません。その意味で、このご発言の裏側に大きな問題があると私は考えております。

2番目に、このような限られた目的がある委員会の中で、記者会見でPI協議会、PI会議に代表されるPIプロセスについて、もうそろそろいいではないかといっておられるわけですけど、ということは、逆にいえば、技術専門委員会がPIプロセスをどのように考えているのかということが新聞記事からは見えてまいりません。委員会としては、PI協議会からPI会議と移ってきておりますが、これについてどのように考えておられるのか、この発言の根拠は奈辺にあるのかということを国がご存じでしたらお答えいただきたいと思います。

以上です。

【司会(鈴木)】 栗林さんから2点でございました。1点目は、外環の東名以南について、東名以南が必要だというのは環状道路としての一般論で、国の意見だろうということ……(「済みません、もう1つ言い忘れました」の声あり)。栗林さん、お願いします。

【栗林委員】 済みません。最後にもう1つ言い忘れました。前回もいいましたけれども、こういうふうに新聞に出てくるということは、今、山本委員が個人的見解と注釈されましたけれども、実は新聞に出てくる以上は客観的な事実であるわけです。こういったような既成事実が我々の周囲に積み重ねられて、その結果、私たちの会議がある方向に収れんされていくというところに非常な危険性を感じております。PIのあり方としては、それは実はあってはならないことであるというふうに思っておりますので、特につけ加えさせていただきます。

【司会(鈴木)】 ありがとうございました。東名以南についてと、技術専門委員会については細かくいえば3点だと思いますが、技術専門委員会は資料の妥当性について審議するということから、委員長の個人的見解だといっても、アセスとか都計について触れるのは委員会としてみれば踏み込み過ぎではないかといったこと。それから、資料の妥当性を確認するという委員会の目的から、PIで議論していくべきPIプロセスとの関係について、国交省の考え方を教えてほしいということ。それから、新聞に出るということは、客観的事実としてとらえられてしまうので、そういうことには十分留意すべきだといったようなご意見かと思います。関連するかと思いますので、宿澤さんの方から。

【宿澤委員】 今、栗林さんがおっしゃったことにちょっと関連してですけど、私、この前のPIの会議のときに、必要性の「(案)」というのがとれていると申しました。それは第4回目の先生方の会議で、たしか京王だったと思いますけれど、会の終わりに石田先生が山本さんに「(案)」をとってくださいねということをおっしゃったのを聞いたんですね。それで私が、こういうことはPIが決めるんじゃないのかしらねといいながら帰ってきたのを覚えているんです。そうしたら、その次にPIの2回目でしたか、その後、「(案)」がとれていました。ですから、私、この間、山本さんに質問したんですけれども、確かにここの場では、「(案)」をとりましょうかとかそういうあれはなかったと思いますけど、それ、おっしゃったとすれば、記録に残っているんでしょうか。

【司会(鈴木)】 山本委員の資料、「外環の必要性(案)」と出していたもの、「(案)」をとったのは技術専門委員会での議論を受けてなのか、それともここでそういう

議論を少しでもしたのかという確認でございますが、山本さんの方からでよろしいでしょうか。先に関連しそうなので江崎さん。

【江崎委員】 関連して、技術専門委員会について申し上げたいと思います。以前、委員会に出されていた資料で、大気汚染に関するデータが間違っているのに、委員の先生方がどなたも指摘されずに、委員会を傍聴していた私の知り合いが気づいて修正されたということがありました。また、先日の委員会で、温暖化に関する資料が出ていましたけれども、車についての影響項目が削除されていて、非常に意図的なものを感じました。誘発交通についても、多くの研究がある中で、円山さんの論文だけを取り上げて問題点を指摘するということも少々疑問に感じていましたし、環状道路の整備が CO₂を増加させるという国の研究もある中で、石田さんが座長をされているほかの委員会で温暖化防止の第一に環状道路の整備が挙げられている。そして、この技術専門委員会では、国の資料がおおむね妥当だというまとめがされて、石田さんはどういうわけか、とりまとめを自分に一任してほしいと何度もおっしゃっていたのが非常に不思議な感じがしました。

また、先ほど栗林さんもおっしゃっていましたが、とりまとめの6ページ目の上の方にあるんですけれども、「早急に構想段階における必要性の議論について総括することが期待される。今後は、具体的な計画に基づいて、より詳細な検討を進めるべきである」と書かれていて、資料の妥当性を検討する委員会だったと思っていましたので、そこまでいうのは行き過ぎなのではないのかなと感じて、少々悪意に近いものまで感じてしまいました。先生方もお忙しい方々でしょうから、細かい点までお気づきにならないのかもしれないですが、また、専門外だったケースもあるのかもしれませんけれども、素人の市民とはい

ですが、また、専門外だったケースもあるのかもしれませんけれども、素人の市民とはいえ、沿線の住民はより真剣に考えるであろうということから、国交省が外環が必要だという根拠のデータを私たちが検証する意味はやはり大きいのかなと改めて感じた次第です。 以上です。

【司会(鈴木)】 技術専門委員会の審議内容についてでございました。濱本さん、お願いします。

【濱本委員】 濱本です。今、栗林さん、江崎さん、宿澤さんと質問されましたが、まず最初に技術委員会の件について、私からもご説明いただきたいと思います。

この技術委員会は、ここに趣旨をもっていますけども、簡単にいうと、沿線住民や関係 自治体に対して、資料に関し技術的な見地からその妥当性について審議することを目的と するということで技術委員会が設置されたと。それでよろしゅうございますね。まず1点。 それで、この間の会議で一応終わったということですね。継続するのかどうかということね。それが1点。

それから、これからの問題なんですけども、先ほど栗林さんも指摘されましたけども、私、石田先生もよくご承知しておりますので、また有識者会議の委員だったということでよく知っておりますけれども、新聞記事をみますと、ちょっと行き過ぎな言い方をされているなと。これは確かにPI協議会としては非常に残念だと思います。ですから、簡単に言うと、資料の妥当性についてのみの評価とかそういうまとめをされるならば結構ですけども、それ以上のことについて技術委員会でこういうふうに先走ったお話の仕方はまずいと思う。一番最後のまとめのところの6ページですか、それが最終的な結論だと思いますが、今、江崎さんが読まれたあそこの後半の問題については、やっぱりそれはちょっとおかしいんじゃないかなということを申し上げておきます。

それから、宿澤さんが今申し上げました必要性の議論の資料ですけども、これは何回もたびたび出ていました。「(案)」が途中から消えたということで、私、きょう確認したいのは、必要性の議論の資料は行政側からたくさん出されましたけども、「(案)」を消すということは、資料に対して問題があるないにかかわらず、PI協議会でこの資料を出されたことについて認めたかどうかということをまだ最終確認をしていないと思いますね。認定されたかどうか。ただ資料を出されて議論したところなんですけども、それが石田先生がいわれたから「(案)」を消したというならば、これはちょっとおかしいことで、後ほど山本さんが答弁されると思いますけども、私もこの間、整理の中でお話ししたと思いますけども、必要性の「(案)」を消すということは、PI協議会で国から出された資料に対して、正式に公認しましたよということをPI協議会で認定しなければ、「(案)」を消せないと思うんですよ。それを何回か前から消されるということはおかしいと思いますので、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

【司会(鈴木)】 それでは、栗林さんの後、山本さんの方からお願いします。

【 栗林委員 】 私は、宿澤委員のおっしゃったことについてなんですが、宿澤さんが数回同じことを言われたので思い出しまして、まさに今日、ちょっと調べてみました。前回、第11回の会議録未定稿版をみますと、36ページで、宿澤さんのご質問に対して山本委員は、「前々回、『(案)』をとって資料を出させていただいたときに、議論を踏まえて修正をいたしましたので、『(案)』をとって資料提出させていただきました」とおっしゃっています。この前々回というのは9回なので、9回の議事録をインターネットで慌てて見

ましたが、失礼ですが、ここでは必要性の「(案)」をとりますということがどこにも見当たらないので、もしおっしゃっているのなら、何回目の議事録の何枚目でそういうことをおっしゃっているのかをはっきりさせてください。この8ページのところで外環の必要性ということで、第4回でというようなことをいろいろおっしゃっているんですけど、「(案)」をとりますという文言が出てこないんですね。だから、細かいことで失礼ですが、お教えください。

以上です。

【司会(鈴木)】 栗林さんからは、「(案)」をとった説明は前々回したと前回いっていたけど、していないんじゃないのかといった質問でございました。それでは、山本さんの方からまとめてよろしいでしょうか。山本さん、お願いします。

【山本委員】 今、何名かの方からご指摘をいただきました。まず、技術専門委員会の位置づけですけども、先ほどご説明した2番の検討の経緯というところの4行目ですね。「本委員会は、検討の過程で沿線住民や関係自治体等に提示していく資料に関し、技術的な見地からその妥当性について審議することを目的に設置された」と書いてあるとおりでございますので、こういった目的になっているということでございます。この委員会、第5回で、先般8月3日、とりまとめを行いましたけども、委員会自体はこれで終了したということではなくて、最初に書いてありますとおり、現段階の評価をとりまとめたということでございますので、引き続き技術的な課題等があった場合には、適宜開催してご相談をさせていただくという位置づけで考えているところでございます。技術的な検討というのは不可欠なものだということで、終わりの方にも書いてあったかと思いますので、そういった形で開催していきたいと思っています。現時点で次いつ行うかというのは全く未定でございます。

技術専門委員会で構想段階を総括みたいな話とか、あるいは、もう少し具体的な計画に基づいてというような表現があるということで、言い過ぎではないかというご指摘がございました。私の考えているところでございますが、1ページ目をごらんいただきますと、必要性の検討に当たってということで、資料をどういう観点で審議するのかということで、先ほども若干コメントいたしましたが、からということで3つの観点がございます。これは第1回目のときに石田委員長がおっしゃられました。この中で、の沿線住民の関心や懸念に対する要求にこたえているかという観点があって、そういった観点で、2ページ目の上にどんな項目を審議したかというのが書いてございますが、第4回目のときに、

PI会議でどんな議論がされているのか、どういう意見があって、どういう意見があったのか。あるいは、地域ごとの意見を聴く会というものもあって、それに対してどういう住民の意見があるかというのを紹介させていただいたことがございます。

ここからは若干推測も入っているかもしれませんが、委員の委員とか先生方は、地域の方々というのはさっきいったように、沿線の環境問題について非常に関心が高くて、また懸念をもっているということで、環境の問題というのは、資料の5ページをごらんいただければと思いますが、(4)に環境への影響というのがあって、 の下に が3つございますが、この中の の真ん中ですね。構想段階で計画内容が定まっていないというときには、なかなか詳細に予測、評価することができないということもあって、その下の 、地域住民が最も心配する事項ということなので、詳細な情報が求められるということから、もう少し具体的に詳細な検討をすべきではないかということをとりまとめていただいたんだろうと思っています。さっきの住民の関心や懸念に対する要求にこたえているかという観点で、この中にそういった表現が盛り込まれたんだろうと思っているところでございます。委員会としてはこういったとりまとめになっています。

あと、石田委員長のお話で、栗林さんからわかればということでございました。石田委員長も、これは委員会でも言っていましたし、会見でも言っていましたけども、PIというのは非常に重要で、今回で終わりではなくて、引き続きしっかりやっていくべきだと。そのために、技術的な資料というのはしっかり検討を進めていかないといけないということで、何度もPIの重要性を実は強調されておりました。前回のとりまとめ、専門委員会に来られた方、最後の方でお聞きになっていたかと思います。そういった観点で、石田委員長は非常にPIは重要だ、住民の意見を聞きながらやっていくのは重要だといっている中にあって、先ほど申し上げたとおり、もう少し具体的な検討に入っていくべきではないかというところの先生のご持論を申されたんではないかというように私としては考えているというところでございます。

江崎さんから委員会の審議内容がというような話がございました。我々としては、技術専門委員会に対して要求される資料を提示してご議論いただいたと思っています。何度か来られているので、大変厳しい指摘があったということは江崎さんもよくご認識いただいているんだと思います。そういった中で、現段階で出せる資料を提示して、さまざまな誘発交通に対する検討とか、あるいは感度分析等を提示してきたという認識でおりますので、評価については、皆さんそれぞれおもちなんだと思いますが、我々としてはしっかり対応

してきたというつもりでございます。

それから、議事録の話がございました。私はA3の「外環の必要性」という「(案)」をとったときに、まず冒頭説明をさせていただいておるんですけども、その中で、『A3で「外環の必要性」ということで、第4回で提出させていただいた「外環の必要性(案)」というものを修正させていただいた資料』という説明をさせていただいております。ご指摘のとおり、「(案)」をとったという直接的な表現は若干言い過ぎたかもしれません。もし誤解を与えていたら申しわけないというように思いますが、「外環の必要性」という「(案)」をとった資料を説明したときに、この「外環の必要性」というのは、第4回で出した必要性の案を修正したものですという形でご紹介をさせていただいたということでございます。

それから、資料の位置づけでございますが、PI会議で議論はしましたけども、PI会議で公認してほしいというつもりで出したわけではなくて、これは私の名前で出させていただきましたけれども、国として外環の必要性というのはこういう根拠で、こういうことで必要だということで説明をさせていただいた一資料ということでございます。一番最初に「外環の必要性(案)」という形で提示をいたしました。これをこの場でいろいろ議論をして、意見を反映したものを、この場では「外環の必要性」ということで「(案)」をとってご紹介したものになっています。

この資料というのは、PI会議だけに使うものではなくて、我々が必要だということを 主張するのにいろんな場で使いたいと思っていまして、資料の位置づけとしては、国の資料だというような形でご認識をいただければいいんじゃないかと。そういう資料に対して、 皆様方からこの場で意見をいただいたという位置づけで考えているところでございます。 したがって、この前もこれで最終版かという話がございましたけども、本日も若干細かい ところを修正しておりますけども、現段階でPI会議としてはこの資料でご議論をいただけたらと思っています。

最終的に「外環の必要性」という資料をいつの段階で最終版とするかということについては、ここでの議論とか、技術専門委員会の先生方のご意見とか、あるいは、もっと広い方々に説明をしたという段階で最終形という形でまとめさせていただこうと思っております。

大体質問に対しては以上かと思います。抜けがあったらご指摘いただきたいと思います。 補足的に申し上げますと、先ほどの技術専門委員会のとりまとめの案を、本日お配りし ましたが、前回の委員会の資料をそのままお配りしております。当日、委員の先生方から いろいろご意見をいただきましたので、今、修正作業を行っているところでございますの で、修正後、とりまとまり次第、とりまとめという形で公表をしたいと考えております。 以上でございます。

【司会(鈴木)】 栗林さんと宿澤さん、江崎さん、濱本さんからのご指摘についての 回答でございましたが、濱本さん。

【濱本委員】 先ほど私、お話しした中で失礼なことがありましたので、訂正とおわびを申し上げます。石田先生につきまして、私もよく承知していると申し上げましたけれども、石田先生はPIとかのことについて、非常に我々に対しても教えていただきましたし、高度のお話をしていただいている先生でありまして、特に構想段階からPIをやるということについては非常に理解をいただいている先生で、私は本当に尊敬している先生なんですけども、それはそれとして、そういう先生なんですけども、技術者会議のまとめについては、世論を誘導するような内容になっているということについては、私はやはりおかしいということを改めて申し上げたいと思います。石田先生のことにつきましては、そういうふうに話させていただきたい。

もう1つ、朝日新聞等々の東名以南のことにつきまして、私、この間申し上げたように、 PI協議会を外して先に出たということは非常に残念でありますが、先ほど国交省の方か ら代表してお話がありましたので、これについてよしとしたいと思います。

【司会(鈴木)】 それでは、その他、この件についてご意見ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。これまで外環の必要性につきましては、山本さんの資料に沿いまして議論を一通りしてきたわけでございますけれども、前々回の会議、第10回の会議では、構想段階の議論の区切りのあり方、議論の進め方、今後の議題等について、意見をたくさん出されましたので、それに関しましての意見交換をしていきたいと思います。前々回の会議で意見をいただきまして、それを受けて、まず、本日は国と東京都の方から議論の区切りにつきまして考え方を示すことになっていたかと思いますので、ここで国と東京都の方から構想段階の議論の区切りに関しましての考え方の説明を先にお願いして、その後、意見交換をしていきたいと思います。それでは、国の方から代表してお願いします。

【山本委員】 それでは、私の方から、国と東京都を代表いたしまして、議論の区切り

についてご提案をさせていただきたいと思います。本日、このPI外環沿線会議は第12回になります。第10回のPI会議において、先ほど司会から紹介がありましたけども、もう少し地域での具体的な議論が必要ではないかとか、あるいは、今は構想段階の議論をしており、具体の議論に入る前に区切りが必要といったようなさまざまなご意見をいただきました。我々国土交通省と東京都としましては、前のPI外環沿線協議会の2年間のとりまとめ、この中で今後の課題とされました将来交通量とか、経済効果、こういったことについて、既に先ほどの「外環の必要性」という資料の中でお示しをさせていただいて、第4回にお示しをいたしましたので、前回までかなりの議論を積み重ねてきたんではないかという認識におります。したがって、いわゆる構想段階というところにおける議論に区切りをつけさせていただけたらと考えております。

区切りをつけるに当たりまして、これまでPI外環沿線協議会、あるいはPI外環沿線会議を通じまして、協議員、あるいは委員の皆様方から非常に多くの意見をいただいておりまして、それについては真摯に受けとめをさせていただいているところでございますけども、改めてこの3年間の議論を踏まえて、各委員の方から外環について総括的なご意見をいただけたらと考えているところでございます。外環の必要性とかPIについてどうだったかとか、今後の進め方とか、そういったことについて意見をいただけたらということで考えております。意見につきましては、次回のPI会議で口頭、もしくは文書で、原則として全員の方から表明をしていただけたらと考えているところでございます。

表明していただいた後でございますけども、我々国と東京都では、これまでの意見も含めて、次回表明をいただいた意見、こういったものを最大限に尊重しながら、さらに加えて学識経験者とか、経済界とか、そのほか幅広い意見を踏まえながら、構想段階としての外環の必要性について結論を出していきたいと考えているということでございます。

これまでもPIについては、我々も一生懸命取り組んでいきますし、引き続きというような話をさせていただいておりましたけども、先ほどの構想段階としての必要性の結論を出して、その後、具体的な計画とか、周辺への影響とか、そういったようなものを議論する場合には、引き続き広く意見を聞きながら、次の段階で明らかにしながらその検討を進めていくということを考えているということでございます。

次の段階での具体的な議論の形式は、恐らくいろんなご意見があると思いますので、関係する住民とか、あるいは関係する自治体の皆様方の意見をお伺いしながら決めていったらどうかと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

【司会(鈴木)】 それでは、構想段階における議論の区切りについてということで、 国土交通省と東京都の方から、まとめて山本さんの方から考え方についてご説明いただき ましたが、ただいまの説明のつきまして、順次、意見等ございましたら発言いただきたい と思います。渡辺さん、お願いします。

山本委員の方から次なる段階という話が出たんですが、次はどういう段 【渡辺委員】 階を考えておるんでしょうか。私どもは当初、PI会議を立ち上げる段階において、構想 段階と。構想段階が終わったら、次は計画段階だと。その話が先へ行くんであれば、その 次に建設段階だと。こういうPIにおける手順を踏むんだというふうに考えてきたんです けども、今、その中で構想段階がそれなりの意見交換が終わって、次の計画段階に進んで もいいんじゃなかろうかと。こういうような話があるんですが、私はまだ構想段階は多少 不十分だと思います。だけど、計画段階ということであれば、わからないわけじゃないん ですが、今まで私どもは構想段階という言い方をしましたけども、委員の方々の中には、 構想じゃなくて計画段階、もしくは建設段階、ここまで踏み込んだというのか、本来、私 どもは、立ち上げた人間としては、構想段階においてはここまでの話をすべきじゃないと。 もっと大きな、ここにこういう道路がどうして今の段階で必要なんだと。細かい話はまた 後の、個々の計画段階に入ってからいえばいいんじゃないかということでいたんですが、 一部の方たちは構想も計画も建設も一緒くたという言い方の意見がありました。私が今い ったように、構想段階としてはもう少しやるべきだと思うんですが、私どもはそういう意 味では、計画段階では具体的な話はちょっと控えてきたんですけど、それは計画段階へ行 ってもいいなという気持ちはあります。

ただし、1つ条件があるんですが、思い起こせば我々がちょうど第24回の沿線協議会で、東京都から環境アセスが出てきて、我々が席を立ったときのことですが、その段階における渡辺地方整備局長の説明としまして、こういう一文があるんですね。「中間とりまとめにあります環境の影響を評価するに当たっては、外環をつくることを前提とせず、沿線地域の環境に与える影響が大きいことが判明した場合には、計画をやめることもあり得る、環境の調査を行うに当たっては、市民参加のPI手法を取り入れる、この考え方と変わっておりません」というふうにいわれているんです。これは、構想段階においてもそういう話ですが、次の段階、私にいわせれば計画段階なんですが、ここに行っても局長の発言というのは生かしていただかなきゃいけない。この発言が生きないようであれば、現実

的に具体的な本当につくるぞと、外環はつくることで決まったんですよと、こういうニュアンスで周りにとられかねません。これは絶対に避けなきゃいけないことで、原理原則的な話が構想段階、これがとりあえず終わったというんであれば、個々の具体的な計画について、まだこれから話すわけであって、この計画段階でも不都合なことがあれば、必要性がないということが出てきた場合には、つくらないこともあり得る。この原理原則、これは絶対に守っていただきたい、このように思います。

【司会(鈴木)】 渡辺さんから、構想段階の次は計画段階に移行するということか、 あるいは計画段階で検討するに当たっても、以前、環境アセスメントの発表に関して局長 から説明した内容だと思いますが、アセスに当たって問題がある場合、影響が大きいこと が判明した場合には計画を止めることもあり得るということを確認したいといった確認が ございました。宿澤さん、お願いします。

【宿澤委員】 まだまだとんでもない話でして、うちの方なんかはまだ住民の方たちと話し合いをしましょうというのは1回しかないわけですね。2回も3回もこれは必要だと思うんです。ですので、今ここでそんなふうに申されても、私たちはまだ今度2回目の話し合いが今月の20日ごろにあるということを伺っているんですけれど、確実にやっていただけるんですね。

【司会(鈴木)】 ただいま宿澤さんからご意見ございましたのは、まだ地域で話し合いをする必要があるのではないかということ、それから、地域ではまだ1回しかやっていなくて、2回目、20日にやる計画となっておりますが、20日というのは、7月15日にやった事務局から説明でございますけれども、7月14、15日と杉並区で意見を聴く会を開催させていただきまして、その中で出された意見を受けまして、杉並区の方から再度開催してほしいという要請がございました。これを受けまして、今週ですか、11日号の区報でお知らせすることにしておりまして、まだ沿線の皆さんへはチラシ等の配布もさせていただきますけれども、20日の土曜日、午後2時から意見を聴く会を開催させていただくこととしております。それは開催させていただきますが、意見といたしましては、さらに意見を聞いていく必要があるというご意見ということでよろしいですね。

【宿澤委員】 ありがとうございます。

【司会(鈴木)】 渡辺さん、お願いします。

【渡辺委員】 住民との話し合う会がこの後あるのかないのかということが出てくるのがおかしいんですよ。そうでしょう。当然、出てくるんじゃなくてやらなきゃいけないわ

けですよね。また次の段階でも。それが、今のような発言が出てくるから、私は先ほどいったんですよ。構想段階が終わって、次の計画段階に行っちゃうと、話が違っちゃうよという。どうも皆さん、そういう感覚でいると思うんですね。

私は最初から構想段階でいったけど、中には構想段階も計画段階も建設段階もわからんで一緒になっていると、そういう話が出てくると思うんですが、これは計画段階でも構想でも同じですよ。ただし、私にいわせればちょっと違うのは、もう少し具体的な方法。例えばここにこういうのがあったら風がどうなるとか、風速がどうなるかとか、現実的に模型なりそういうものを使って、実際の流れであるとか形態、これがどう変わるか。具体的な話はしてないはずなんですよ。ですから、構想段階で大まかな話だったものを、もっと具体的な形でまた話し合いいたしましょうということですから、住民と語る会というのはいろいろまたこれからやらなきゃいけないし、あの段階ではこの程度の話しかしないけど、模型使ってやったら、シミュレーション描いたらこうなりますよと。それで皆さんどう思いますかという話が出てくるということですね。その辺の話、こういう誤解がないようにきちっと話してやってくださいよ。

【司会(鈴木)】 渡辺さんから、地域においてもそうだけれども、まだ引き続き意見を聞いていくのは当然で、例えば地域における具体的な課題等については今後も意見を聞いていく、このことを確認したいということかと思います。渡辺さんから前段とあわせて2点ご意見かと思いますが、山本さん、お願いします。

【山本委員】 今、宿澤さん、それから渡辺さんから地域の方々の意見を聞くという話でコメントいただきましたけども、我々もこういう形でPIというものをやらせていただいていますので、地域の住民の皆様方から直接意見を聞くというのは重要なことですし、こういったものはしっかり、これまでもやってまいりましたけども、これからも引き続きやっていく必要があると思っています。杉並につきましては、杉並区からの要請もあったりして、今月の20日に開かせていただくということになりますので、これはしっかりやらせていただくつもりでございます。

冒頭の渡辺さんの、計画段階に入ってもという話がございました。今まで構想段階ということで必要性から議論してきたということでございます。先ほど私が構想段階の必要性としては結論を出したいと話をさせていただきました。構想段階の後は計画段階ということで、我々としては考えているわけでございますが、先ほど渡辺さんからご紹介をいただいたとおり、環境影響アセスの話で若干もめたときに、関東地方整備局長と東京都の当時

の都市計画局長連名で皆様方に文書をお渡ししていたかと思います。ご紹介いたしますと、 渡辺さんと重複するかもしれませんが、「環境の影響を評価するに当たっては、外環をつ くることを前提とせず、沿線地域の環境に与える影響が大きいということが判明した場合 には、計画を止めることもあり得る」ということを確認しているということでございます。

これは今までも私の方からお話をさせていただいていますけども、今、構想段階ということで、なかなか具体的に環境の影響が、どういった数値になるのか、騒音がどうなるのか、大気がどうなるのか、あるいは地下水がどうなるのかというご質問があったときにも、具体的な計画がないものですから、そこまで答えられていないというのが現状だというように思っています。特に地域の方々、先ほど宿澤さんからお話もありましたけども、地域に行けば行くほど、そういったようなご質問、ご要望があって、我々としても構想段階ということで議論しているがゆえに出せなかったという部分がかなりたくさんあります。今回、そういったような地域の方々のご関心の高い、特に具体の構造とか環境への影響というものをしっかりご説明するべき段階に来ているのではないかと我々としては考えています。そういった意味で、皆さん方の地域が具体的に環境の影響がどうなるか影響が大きいとか小さいとかという説明をしていないということですから、そういった説明を次の段階ではさせていただくことになってくるかと思っています。

したがって、先ほど両局長のことをご紹介しましたけども、やはり地域の環境に与える 影響が大きいということで、それは対策しようがないのであれば、計画を止めることはあ り得るという考え方というのは引き続き同じと考えているということでございます。

【司会(鈴木)】 2点ございました。仮に計画段階になったとしても、止めることもあり得るということは変わらないということ、それから、地域に即した意見を聞く場を今後も設けていくということについては変わりないという2点でございました。それでは、 先に平野さん、お願いします。

【平野委員】 前々回で私の方から口火を切るように、そろそろ区切りをつけたらいいんじゃないのかということで申し上げましたので、私からも意見を述べさせていただきます。

先ほど山本さんの方から、国と東京都の方の見解を出していただいたということで、私 はおおむねよろしいのかなと思っております。渡辺さんの方からも意見がありましたけれ ど、今回のこのPIのメンバーだけでなくて、やはり地域に一度持ち帰っていただいて、 その中で具体的な議論をしていく必要があるんだろう。先ほど議論の内容にもなっており ました、山本さんが出された「外環の必要性」というのが1つのベースになってくるのかなと。この中でまた具体的に、こういうところが足りないとか、こういうところが不足しているんじゃないかとかいうものが多分出てくるのかなと。これはまさしく、先ほどの技術検討委員会の中の6ページですか、最後に書いてあります(2)の沿線地域の影響についてはということで、具体的な計画検討をやった中で、その辺のものが明らかになってくるのかなと私もとらえていますので、やはりその辺を整理していく必要があるのかなと。当然のことながら、その中で必要性の議論というのはされるべきことだろうと考えております。

今後におきましては、私どもの方からは、従前も申し上げましたけれど、先ほど山本さんの方からもお話がありました、私どもだけの意見ではなくて、いわゆる地域の自治体、首長の意見とか、地域住民の方々の具体的な意見というのも今後の中で取り入れていっていただきたいというのが私からの希望でございます。

【司会(鈴木)】 平野さんから地域に持ち帰って具体的な議論をして、具体的な課題を踏まえて再度本当にやるのかどうかというのは判断していくべきではないかといったご意見でございました。それでは、栗林さん、お願いします。

【栗林委員】 地域ということでまず申し上げたいと思います。地域の話し合いというのは、私も結構あちこち行きました。世田谷のみならず、調布だとか、武蔵野だとか、あちらこちら行きましたけれども、その場所によって話し合いの内容は全く違います。したがって、先ほど、ちょっと失礼ですが、地域に戻ると具体の話しか議論にならないということでしたが、そのようなことは全くありません。今の段階で、すなわちこの構想の段階で、具体的な計画案の前に話しておくべき重要なことというのは、これはこれであると思うんですね。ただし、先ほど山本委員の方からあのようなお話がありましたんで、次はもう少し具体的なのかなと思います。

そこで、1つ、特に申し上げたいことがあります。今まで地域に出かけていかれると、いろんな人の意見が出てきたと思います。それについて、どういうふうに応答があったのかということが、どうも今まで余りはっきり整理されたことがないように思っております。やはり地域によっていろんな意見が出てきますから、これはこの会議でやっているように、やはり地域でもそういう応答というのはしっかりやっていただきたい。これがPIの根幹であろうと思います。

それから、もう1つ、ちょっとずれますけれども、必要性というおつくりになったパン

フレット、これにいろんなことがありますが、1つだけ例をとって言いたいことがあります。ここに CO_2 の話が出ていて、必要性の8ページに、2~3万ヘクタールの植林に相当する。明治神宮でいえば約300~400個分だよと書いてあるんですけれど、こういうことをいうときには、どこからもってきた根拠なのかということを、必ずどこでもやっていただきたい。これは細かいことですけど、私は重要なことだと思っております。

例えば、なぜ今、 CO2を言ったかといいますと、平成17年2月18日に、鎮守の森 CO2吸収調査プロジェクト会議というのが環境大臣に出している報告書がございます。 ここに、鎮守の森を調査して、 CO2の蓄積量だとか、そういうのが出ているんですね。 明治神宮というのは97.6ヘクタール。私の計算では炭素蓄積量は多分1,300トン ぐらいだろうと思います。鎮守の森の炭素蓄積量というのは、日比谷公園の1.5倍になるそうです。 CO2の吸収量というのは、実は広葉樹と針葉樹のバランスで変わってきます。それから、ご存じのように、年数によって違いますね。ですから、明治神宮を例にお出しになったとしても、これがどこから出されたものかということは意外と重要なことだと私は思っております。これはほかのところもあると思うんですね。国がお出しになったものですから、大抵の人はそうだと思っちゃうかもしれませんけれど、特に CO2の吸収量というのは、計算の方法とかいろいろなやり方によってかなり違ってまいりますので、こういったことは次の段階に行く前に、やっぱり精査しておかれることが大事だと思います。

以上です。

【司会(鈴木)】 2点ございました。1点目が地域ごとで今までいろいろな意見を聴く会等やっているが、出されている議論の内容が大分違って、具体的な内容だけではないということ、地域で出された意見に対する応答についてははっきりとわかるようにしてほしいということ。それから、 CO2を例に出しておりましたが、特に注目されているので CO2を例に出したんだと思いますけれども、出典について、計算根拠等だと思いますけれども、そういうことについても調べればわかるようにということかと思いますけれども、示してほしいということでございます。 CO2につきましては、出典は書いてあるんですけれども、確かに栗林さんおっしゃいましたように、具体的な計算だとか、また取り方によって数値が大分変わり、それは前回技術専門委員会でもご指摘いただいているところなので、そういった点については今後とも留意していってほしいということかと思います。

関連してご意見等ございましたら。江崎さん、お願いします。

【江崎委員】 前回の会議で、私の方から「疑問が残されている点」という資料を出させていただきました。一昨日、国交省の方に喜多見まで、私の疑問に答えに来ていただきましたが、さらに疑問を感じた点もありましたので、引き続き意見交換させていただきたいと思っているところです。

さらにもう1つ、まだ構想段階の検討に欠けていると思われることがあります。それは、技術専門委員会の座長もされていた石田さんがやはり委員になられていた道路計画合意形成研究会という、PI協議会や有識者委員会に先立ってつくられた研究会があるんですが、その提言の中で、構想段階においては「『道路整備をしない案』も含めた現実的な代替案との比較によって検証されることが必要である」とされています。必要性の資料の5ページに簡単な表がありますけれども、これは代替案とまではいえないと思います。国交省や東京都が出されている資料をさらに調べてみたり、物流関係の方のお話などを聞いてみたりすると、外環が本当に解決策として有効なのか、非常に疑問に感じているところです。特に代替案の検討ということは引き続き構想段階の話し合いとして必要なことであると思います。

【司会(鈴木)】 江崎さんから、道路計画合意形成研究会の提言の中で、構想段階で代替案を含めた検討ということで、今回検討しているよりももっと具体的な検討ができないのかといったご意見がございました。それでは、ここで山本さん、一たんお願いします。【山本委員】 今の代替案のお話です。この資料で説明をさせていただいたときにも、同じような議論があったというように認識をしております。もうちょっと具体的な計画にならないのかとか、もう少し具体的な数値を入れて評価できないのかというような話があったと思います。そのときに、私の方から、代替案として考えられるのはお示しをさせていただいているんですけども、どうしても具体的な計画とか、具体的な評価をすると、個別の計画を明確にしてこないと、なかなか評価ができないだろうというようなお話をさせていただいたかと思います。したがって、現段階では、ここでお示しさせていただいている、少し書きぶりは定性的な評価になってはおりますけども、こういった評価が現段階では妥当なんではないかと考えているところでございます。

この資料、先ほどご説明させていただいたとおり、技術専門委員会でもご説明をさせていただいています。先ほどの技術専門委員会のとりまとめの中にも、その辺を、評価している部分がございまして、とりまとめの先ほどのペーパーの3ページの下から4ページなんですけども、いろんな代替案について、交通政策の考え方について、有効性とか効率性

とか実現性という観点から評価をしている。定量的に評価するためには、各施策の具体の 計画内容を設定することになるので、現段階では定性的な評価にならざるを得ないんでは ないかといったようなコメントもいただいているというところでございまして、現在の構 想段階というレベルにおいてはお示しをしたような形が精いっぱいというか、お示しでき る資料としてはここまでと考えているところでございます。

【司会(鈴木)】 構想段階において代替案として比較できるのは、現在示しているのが精いっぱいだということでした。栗林さんの方から、地域ごとのPIで出された意見について応答はちゃんとというご意見がございましたが、山本さん、お願いします。

【山本委員】 応答をしっかりやってほしいということでございました。地域ごとの意見を聴く会というのは、お手元の参考資料にもつけているとおり、こんな意見をいただいて、こんな形でそのとき回答をさせていただいたということで、議事概要を公表させていただいておりますので、それで内容はどういった話し合いがあったかというのはご理解いただけるのかなと思います。

ただ、栗林さんがおっしゃっていたのは、ちゃんと地域にまた来て、その場で投げ返してほしいということだと思います。先ほど申し上げたとおり、我々としてはしっかり地域への話し合いというのは続けたいというように思っておりますので、しっかりと回答できるところは回答できるようにして、今後もそういった精神で続けていきたいと思っております。

それから、 CO2の話、先ほど司会から説明がありましたけども、出典と書いてあって、この出典が何の出典かよくわからないということかと思います。この出典は、IPCC、気候変動に関する政府間パネルという政府間でつくっている報告書からもってきたということでございます。こればかりではなくて、いろんなところの出典とか、そういったものが説明が不十分だということだと思いますので、できるだけ誤解のないように、根拠を明確にしていきたいと思っています。ただ、余りこの資料を細かいところまで書き過ぎると、今でも細かくてわからないというご意見もある中で、どこまでわかりやすくして、どこまで細かいのを書くのかというのは、実は若干悩んでいるところでありますけども、根拠は明確にしてほしいという趣旨はおっしゃるとおりだと思いますので、しっかり対応したいと思います。

【司会(鈴木)】 それでは、その他、ご意見。では、先に宿澤さん、その後、濱本さん、お願いします。

【宿澤委員】 どうしても私、うちの方になりますけれども、青梅街道のインターができるときには、練馬が240、杉並が170棟の移転を要するということだったんですね。それが急にこの本(「外環の必要性」)のときには100の100になっておりました。それを山本さんにお電話で伺いましたね。そうしたら、機械がよくなったとか、やり方が違ったとかとおっしゃったんじゃないですか。ほかのところ、目白でも何でも全然変わりませんので、急に240が100になっても50になっても、私どもは反対なんですけど、うちの方だけがどうしてあれするのか。やっぱり使いたいというか、インターをつくりたいという意向でおやりになっていたんでしょうか。

【司会(鈴木)】 ちょっと議題からそれておりますが、青梅街道のインターチェンジの移転棟数の変化について、前回も説明していたかと思いますけれども、再度ご質問ということですので、ここで山本さんから回答でよろしいでしょうか。山本さん、お願いします。

【山本委員】 お手元の「外環の必要性」というA3の資料の13ページになります。 必要性を議論するに当たって、地域へどういった影響を与えるのかという項目も必要不可欠ですので、13ページで、仮にインターチェンジができた場合、あるいはインターチェンジがない場合、移転棟数とか地域分断がどうなるのかという形で評価をさせていただいております。インターチェンジの議論がまだ早いんじゃないかというご指摘もいただきましたけども、インターチェンジがあるかないかで、地域へ与える影響というのは大きく変わりますので、必要性を議論するためにも必要だということで、この13ページに載せさせていただいたということでございます。

今回、地域ごとに意見を聴く会というのをこの1月からやりましたけども、それに当たって、地域への影響をできるだけ少なくする方向で見直しを行いました。さっきいったように、具体的な設計をしているわけではないんですけども、今現在の技術レベルでどういったところまで地域への影響が低減できるのかという観点で再整理をして、地域の皆さんに説明させていただいたという状況でございます。

ご指摘の青梅街道につきましては、インターチェンジがつくりたいという観点ではなくて、インターチェンジがない場合とある場合で具体的にどういう形で移転棟数がなるのかというのを改めて精査をさせていただいた結果、インターチェンジがない場合はもともと移転はないですけども、インターチェンジを設置する場合は練馬区側で100棟、杉並区側で100棟という形で、移転棟数が従前ご提示させていただいたものより減る方向で結

果が出てまいりました。具体的にはインターチェンジのランプをもう少し勾配を急にしたりとか、緩やかな場合は、特に練馬区側では西武新宿線とかそちら側の影響がかかってくるかもしれないということで移転棟数が多かったんですけども、今回の見直しによって、トータルで200というような数値で減ったという形になっております。

一方、右側の目白通りでございますけども、目白通りはもともとインターチェンジがあってもなくても、関越道とのジャンクションができますので、そういった意味では、もともと移転の影響はどうしても出ざるを得ないということで、ここの影響というのは、改めて精査をいたしましたけども、大きな変更はなかったということでございます。

同じように、国道20号、東八とか、世田谷通りについても今回見直しをしていまして、 変わったのは青梅街道だけではなくて、ほかの部分についても変更があるところはその数 値で入れ直させていただいているということでございます。

【司会(鈴木)】 青梅街道インターチェンジの移転棟数について、別にインターをつくりたいから減らしているというわけではなくて、ランプの勾配だとか、そういった基本的な設計条件を見直したことによって変わっているということでございました。

濱本さん、先ほど手を挙げておりましたが......。

【濱本委員】 山本さんの方から 2 年間のとりまとめ、あるいはいろんな資料を出されたんで、この辺で構想段階のPIをまとめたいというお話でありますが、住民側のPI協議員、私どもを含めてお話しすれば十分じゃない。住民側とすれば非常に不満の残る構想段階のPIだと思いますが、時間も非常に使っておりますので、それをまとめることは結構だと思います。しかし、先ほども少々山本さんからお話がありましたように、まとめについて、必要性の結論の出し方ですが、まず最初に我々のPIの意見を尊重するといわれましたけれども、一番最初にPI協議会の設立に向けた確認書の中でも書いてありますように、計画の意義がないと社会的に判断した場合は、構想段階でもやめるというようなことでありますから、そういう結論を出すときは慎重にやっていただきたいし、当然まだ皆さん方、最後のご意見もお話しされると思いますけれども、どのような形で結論を出していくのか。それで、出した場合、出してそのまとめが出るまでは、その次の段階に進まないのか、その前に進んじゃうのか。その辺がまだ明確じゃないんですけども、ただ必要性について尊重して結論を出すといっておりますけども、その辺はどういう考えでやられるのか。少しその辺をお聞きしたい。

【司会 (鈴木)】 多分、関連すると思いますので、橋本さん、お願いします。

【橋本委員】 関連することなんですけれど、地域の話し合いのときに地域の方々の懸念は、最初から計画ありきということをいっていました。構想段階でさえ、そういうことをみんなが受け取るということは、計画段階の話し合いや何かをするときには、構想段階、あるいはまだつくる、つくらないの検討段階だということを、申しわけないんですけれど、今まで以上にPRしていただかないと、狛江市の状況では大型のマンションが2つできまして、新しい住民もふえています。ですから、その辺の説明というのはきちんとやっていただきたいと思います。それと、やっぱり地域の話し合い、応答も含めて、丁寧に何回もやっていただきたい。

それとあと、今突っ込むわけじゃないんですけれど、移転戸数が変わったときはランプとか勾配を変えてといいましたけれど、そこまでまだ突っ込みたくもないし、意見もいいたくはないんですけど、走る車の安全も考えてあげてください。よろしくお願いいたします。

それともう1つ、資料の件なんですけれど、「外環の必要性」、これを承認するなら承認する 承認というのはおかしいかな。公にする場合に、皆さんの意見とか、これでいいのかということをお伺いした方がよろしいんじゃないでしょうか。これをもって、多分、地域の説明とか、ベースになるときに、疑問点がある人はもう少しきちんと意見をいった方がいいと思いますし、先ほど明治神宮の件や何かもおっしゃっていましたように、ちょっとインパクトが強いようなところがあるんですよね。ペットボトルの15万から20万本分に相当するといったときに、それは取り方の問題なんですけれど、500と受け取る人と、1リットル、2リットルというものもあります。大型トラックというか、トラックなんかでもそういう感じがありますので、細かいことだとは思うんですけれど、そういう部分というのはざっと目を通した中でもあったような気がいたしますので、その辺を明確にしていただきたいと思います。

【司会(鈴木)】 濱本さんからは、まとめるのはいいとしても、意見を尊重して社会的に判断していくという中で、慎重に判断してほしいし、それまでは次に進まないのかという確認。それから、橋本さんからは3点だと思いますけれども、地域の人は構想段階であってもまるで計画ありきのように受けとめているので、仮に計画段階に入るとしたら、より慎重にそういった部分の説明をしてほしいということ。それから、勾配を変えたといったようなことで安全なんかも検討していく必要があるということ。それから、山本さんの資料について、この資料をもって説明していくということであれば、現時点では山本さ

んの資料だけれども、これを認めたということができるのであれば、そういうことも必要 じゃないかといったようなご意見がございました。それでは、関連しての質疑、あるいは 山本さんから。では、先に秋山さん。

【秋山委員】 再三申し上げているんですけど、結論を出す場ではないという最初の約束事があるもんですから、これにこの会議が非常にひっかかっちゃっていて、意見をいっても取り上げる、取り上げないという問題。それから資料の問題。いつもちょっと煮え切らないところがいっぱい出てくるんですけども、いずれにしてもこの会議は、いつかは終わらなきゃならないと思うんですよ。その終わりが一体いつごろなのか。終わりまでにどういう過程でこれから過ごしていくのか。そういうことを考えたときに、今どうしたらいいのかということが私自身もわからないんですけどね。

先ほど山本さんの方から皆さんの意見をそろそろ伺いたいといわれたんですけど、その中にもまだ資料が足りないよ、わかっていないよという方もあるでしょうし、それから、決まったということを前提に話すんじゃ嫌だよという方もあるでしょう。しかし、多数決で決めるという約束事もありませんので、PIの委員の皆さん考え方、意見、提案というものがどのように反映されていくのか。それでなければ、まとめても意味も全くないんじゃないかなと思うんですよ。ですから、全然意見をいわないよりは、あの人は何を考えているなということがわかった方がいいかもしれませんけども、それぞれ皆さん、考え方が違いますので、果たして反映させるとかなんとかという問題がなければ、意見をいたって全く意味がないんです。でも、いつかは終わりが来なければいけない会議であるということなんで、もう少しそれを詰めるいい方法が、皆さんからのご意見を伺ったらどうなのかなというふうにします。

以上です。

【司会(鈴木)】 秋山さんからは、意見をいただいたら、それをどのように反映しながら結論を出していくのかといった質問。先ほど山本さんからの説明の中にも一部あったかと思いますけれども、再度、濱本さん、橋本さん、それから秋山さんの部分について、山本さんからでよろしいでしょうか。それでは、山本さん、お願いします。では、その後、植田さんで。

【山本委員】 まず濱本さんの方から慎重に結論を出してほしいというような話がございまして、秋山さんの方からどういう過程で終えるというような方向になるのかという話がございました。先ほどと若干重複するかもしれませんけども、簡単にご説明させていた

だきますと、PI外環沿線協議会を始めるときにも議論があったというように思いますが、協議会自体は結論を出す場ではない。ただ公開して進めるので、多くの人に議論の内容を知ってもらうということに意義があって、我々はそれを社会的に無視することは難しいということで、皆さん方の意見というのは非常に重要で貴重だと。そういった意味では、皆さんからいただいた意見というのはしっかり慎重に受けとめないといけないんだろうと思っております。

一方で、外環の必要性、計画の意義というのは、さまざまなプロセスの中で社会全体で検討されることが望ましいということがいわれております。したがって、今回、PI外環沿線会議で皆様方から改めて外環の必要性、あるいはこれまで3年間議論してきたようなPIについて、あるいは今後の進め方について、改めて意見表明をしていただいたらというように思っております。今までいただいた意見も含めて、それを我々国と東京都はしっかりと受けとめさせていただいて、最終的に結論を出すのは、我々国と東京都、行政が責任をもって出さないといけないと思っていますから、皆様方のPI会議、あるいはPI協議会での意見、それから学識経験者とか経済界とか、そのほか、いろんな幅広い方々の意見といったものを総合的に判断して、構想段階としての結論を出していきたいと思っております。

濱本さんから、その結論が出るまで先に進まないのかというような話がございましたけども、我々としては、この構想段階というところで結論を出すまでは先に進むことはないと思っていますので、皆様方の意見を踏まえて、まずはしっかり結論を出させていただいて、その上で、より具体的な検討に入った方がいいということであれば具体的な検討に入っていくつもりでいるということでございます。

橋本さんから丁寧に何回も誤解のないように説明をしてほしいという話がございました。今までも構想段階で必要性について地域の方々に説明をさせていただいていたわけでございますが、やはり誤解を与えている部分がなかったとは言い切れないというように私も思いますので、今、説明に行くのがどういう段階で、どういった趣旨なのかというのは明確に説明をさせていただきたいと思っております。走る車の安全もというのはおっしゃるとおりだと思いますので、そういったことも考慮した上で具体的な構造の検討をしていかないといけないだろうと思っております。

それから、最後、「外環の必要性」の資料についてということでございます。私が出した趣旨は先ほどご説明したとおり、この場で承認をいただくというよりは、むしろ国とし

ての資料という位置づけで皆様方にみていただいたらいいんではないかと思っています。 ただ、ここが見にくいとか、ここがわからないとか、ここをもうちょっと丁寧に説明した 方がいいんじゃないのというようなご指摘があれば、ぜひいただいて、必要性という資料 が充実したものになるように、我々も努力していきたいと思っております。

以上でございます。

【司会(鈴木)】 先ほど植田さん、手を挙げられていましたが.....。

【植田委員】 私は杉並区の代表で、地域での話し合いが20日にあります。さっき山本さんが地域での話し合いをしっかりしていきたいとおっしゃいました。本当に話し合い、住民がわかるように話をして、聞いてくださるんですね。答えてくださるんですね。確認のため、お願いします。それでないと、代表で出ていると、皆さんがとてもいろいろなことを心配しておりますから、そちらの言い分ばかりを早口でおっしゃらないでください。お願いいたします。

【司会(鈴木)】 杉並区で20日にやる会につきまして、わかりやすく、かつしっかり答えてほしいということでした。山本さん、確認をお願いします。

【山本委員】 植田さんから20日の話がございました。前回、私が答えたのが早口過ぎて、ちょっとわからないところとか、答えがあいまいになっているところがあるというご指摘なんだと思います。皆さん方の意見をしっかり聞くというのが、まず第一義的には重要だと思っておりますので、しっかりと意見を聞かせていただきたいと思っております。その上で、現段階で答えられることについてはしっかり答えさせていただくと。できるだけわかりやすく、早口にならないように気をつけながら説明をさせていただきたいと思っております。

【植田委員】 よろしくお願いいたします。

【司会(鈴木)】 それでは、江崎さん、お願いします。

【江崎委員】 次回は意見表明だけということになるんでしょうか。もしご意見の中で何人かの方から、やはりこの部分は再度確認が必要だねというものが出てきたらどうなるんでしょうか。それでも、打ち切ってしまうということなんでしょうか。

【司会(鈴木)】 意見表明の内容にかかわることだと思いますが、山本さんでよろしいですか。それじゃ、山本さん、お願いします。

【山本委員】 国と東京都が考えているのは、皆さん方から原則全員にご意見をいただきたいと思っております。皆さん方から意見をいただくと、恐らくほとんど2時間という

時間がかかってしまうんではないかというように考えています。非常に長く議論してきたこともあり、必要性についてもいろいろ多岐にわたっていますので、そういった意味では時間が必要かなと思っております。

今、江崎さんがいわれた内容についてということについては、私としては、前回も個別に対応させていただきましたけども、こういったことがわからないとか、こういったところについて質問があるとかということについては、できれば個別に対応させていただいたらありがたいと思っております。例えば国から出てくる必要性の議論が、こういったところがまだまだ足りなかったとか、こういったところがおかしいんではないかという意見があるんであれば、それは次回、意見表明をしていただくときにご意見として言っていただければいいんではないかと思っております。

【司会(鈴木)】 意見表明の中で疑問点も含めていっていただいてもいいし、質疑ということであれば個別に対応することでも構わないということでございます。

議論の区切りについての議論をしておりますが、その他、ご意見ございますでしょうか。 山本さんからの説明ですと、今後の課題とされたことについては、資料を示して議論を重 ねてきたことから、議論の区切りとしたいということ。3年間にわたる議論を踏まえて、 改めて各委員から総括的な意見をいただきたいということ。次回のPI会議で原則として 全員から意見表明、口頭で、文書をつけてもいいということ。出された意見を踏まえて、 国土交通省、東京都として、学識経験者やその他幅広い意見を踏まえて慎重に結論を出し ていくということ。それから、まだ今後も計画段階で引き続き意見を聞きながら検討をし ていくということ。その中では当然、地域ごとの課題についても議論していく必要がある と考えていると。こんなようなことになっておりますが、栗林さん、お願いします。

【 栗林委員 】 非常に事務的な話ですけれども、次回、意見を 1 人ずつ述べるとして、 口頭で言うわけですから、目安として 1 人 5 分とか、そういうのを一応方針として約束し ておいた方がよろしいんじゃないでしょうか。でないと、言いたい人が 3 0 分もしゃべっ たら、何回もやらなきゃいけなくなりますよ。いかがでしょう。

【司会(鈴木)】 総括的な意見なので、ルールを決めてやったらどうかというご意見でございました。現実的に考えれば20人以上いる。欠席の方もいるかと思いますけれども、長い方、短い方、いるかと思いますけれども、3、4分ぐらいになるかと思いますが、あるいは長い方で5分程度ということになるかと思いますが、山本さん、お願いします。

【山本委員】 今、司会が話しましたけども、皆さん方のご意見をいただければと思い

ますけども、5分だと、30人いると2時間を超えてしまいますので、3分というのが1つの目安かなと思っておりますが、どんなものでしょうか。皆さん方、ご意見をいただければ。

【司会(鈴木)】 総括的な意見で……秋山さん、お願いします。

【秋山委員】 しゃべるのが苦手な方は文書で提出というのもまずいですか。そうなれば、やはり字数をある程度、3分程度が何字になるのかわかりませんが、週刊誌みたいに厚くなっちゃったら読み切れませんので、そんなのはどうなのかなと思います。

【司会(鈴木)】 文書での提出についてでございますが、山本さん、よろしいでしょうか。

【山本委員】 先ほど私、最初の説明で口頭、もしくは文書でとお話をさせていただきましたので、文書も書いていただいて構わないと思います。口頭で時間が限られているということで言い切れないところがある場合には、例えば文書の方に書いていただくということもある

と思っています。文書ももちろん何十枚にもなってしまうと、ちょっとそこは難しいとは 思いますが、私としては特別制限を設けるというよりは、むしろ口頭の時間が少ないので、 主張したいところは文書の中に書いていただいたらどうかというように思いますが、ご意 見をいただければ。

【司会(鈴木)】 では、渡辺さん、その後、濱本さんでお願いします。

【渡辺委員】 今の話、ちょっとおかしいと思うんですよ。というのは、文書を書いて、事務局の方で表明しないんですか。だったらいいですけどね。長く書いたものを、きょう欠席されたけども、こういうことを書いていますよという読み上げをしたんであれば、やはりそれは無制限というのはおかしいですよ。きちっと話なら2分なら2分、3分なら3分。それから、書く場合には何字以内。それがルールじゃないですか。逆に書いた場合には読み上げませんから、だれがどう書いたかわかりませんよという扱いをするならば結構ですけども、そうでないとしたら不公平です。

【司会(鈴木)】 文書に一定の制限があっていいんじゃないかということですが、濱本さん、お願いします。

【濱本委員】 今、渡辺さんの話にもありましたれけども、私がこの間の2年間のとりまとめで経験して非常に残念だったのは、書面だけ出て本人が出てこないというのがありましたよね。そうじゃなくて、文書で書くのは幾ら書いていただいても結構なんですけど

も、せっかく3年間かかってここでまとめようとするんですから、ここで書類は出していただいても結構ですけども、3分以内でも2分でも結構ですから、やっぱり各地区の代表で出てきているんですから、自分の口から最後の思いをきちっとお話しするのが基本じゃないかと思いますよ。そういう中で文書というかメモを出されるのは、何十枚であっても結構だと思いますよ。だから、もし欠席される場合は全然ノータッチにした方がいいと思う。

【司会(鈴木)】 口頭を原則として、補足的に文書を出すのであれば、一定程度長くてもいいのではないかといった意見が出ています。では、渡辺さんの後、樋上さんで。

【渡辺委員】 今、私、勘違いして聞いたんですかね。ここの場に出てきたら当然、言葉でいうのがまずければ文書をつくって、それを読み上げればいいわけで、本人がいるのに文書だけで済むなんておかしいじゃないですか。今、山本さんの話を聞いたら、それでもいいんだよというような話なんで、山本さん、そこのところ間違えているんじゃないですか。それでいいんですか。本人がいるのに文書をだれが読み上げるの? 事務局が読み上げるんですか。普通に考えたらおかしいんじゃない? 山本さんの頭ではいいのかもわかりませんけど、私はおかしいと思います。

【司会(鈴木)】 濱本さんからは補足的に文書を出すというご意見でございましたけれども、山本さんのイメージがございましたら.....では、先に樋上さん。

【樋上委員】 次の日程は決まっておりませんが、やむを得ない事情で出席できない場合、今おっしゃるように3分程度話すという内容の字数で提出し、事務局か、またはその地域の代表の方に代読していただくとか、何かその辺の便宜を認めていただきたいと思います。

以上です。

【司会(鈴木)】 どうしても次回出られない場合はお願いするという形でもいいんじゃないかということです。山本さん、お願いします。

【山本委員】 私のお話ししたイメージは、口頭、もしくは文書といったんで、どっちかみたいなイメージになってしまったのかもしれませんが、出席の方は意見表明をしていただくと。ただ言い切れないこととか、いろいろあるかもしれませんので、文書を同時に出していただいても構わないんじゃないかという趣旨でございます。今、議論になっているのは、恐らく欠席の方をどうするのかということでございまして、欠席の方は長い文書を出して、それを事務局なりに読ませるのは余りも不公平じゃないかというのはおっしゃ

るとおりだと思いますので、1つの案は、欠席された方は文書を制限なしで出してもらっていいけど、紹介をしないという案と、もう1つは、ほかの人が3分で話すのと同じ分量の文書を出して、それを事務局なりが紹介するというどちらかかなというように今思いましたが……

【渡辺委員】 今いっているのはおかしいよ。

【司会(鈴木)】 ちょっと待ってください。では、平野さん、お願いします。

【平野委員】 最終的に多分、意見表明というのも公表されるんではないのかなと私はとらえているんですけれど、欠席しようが出席であろうが、文書で公表されてくるのかなと。そのときに、やはり個人名は別として、各委員からこういう意見が出されたという内容公表というのは出てくるのかなというふうにとらえております。そういう中で、どうしてもやむを得なく欠席されるというのは、やはり文書でしか表現できないわけですから、当日の公表は別にしても、後日公表ということが考えられればそれでいいのかなと。ただ、やはり一定のルールとしては、スピーチも3分と決めているわけですから、文書にしても何字という一通りのあれは決めておいた方がよろしいのかなと思いますけどね。書けば切りがないというのがありますから、その辺は1つのルールとして決めて、後日でもいいですから、事務局の方でメンバーの方々にきちんと通知していただくというような次善策をとっていただくことが必要かなと思いますけれど。

【司会(鈴木)】 では、文書とか口頭の扱いについては、事務局の方でまとめて連絡して、それに従ってもらうという形で、大体今まで何名かから意見が出ていますので、そういった意見を踏まえて作成するということでよろしいでしょうか。では、栗林さん、お願いします。

【栗林委員】 先ほど渡辺委員がおっしゃったことなどもつらつら考えていて、PI会議を12回続けました。実はほとんどお顔を見せない方もいらっしゃいます。それから、毎回お顔を見せる方もいらっしゃいます。その辺を公平にということは、皆さんちゃんと出席して会議に加わったとみなすべきなのか、あるいはお顔を見せない方は出席の意思がなかったんだとして、この重みづけを分けるべきかということについては、ここでやはり皆様のご意見をお伺いされた方がいいと私は思います。

【司会(鈴木)】 ほとんど来ていないという方に関する意見をどうするのかといったような意見について、何かご意見をもっている方についてはいただきたいということでございました。ご意見がある方はいただきたいと思います。別のものでも。江崎さん、お願

いします。

【江崎委員】 先ほどの資料の件ですけど、欠席して代読するという場合は3分で説明できる程度でいいのかもしれないんですが、出席して口頭で話す場合には、特に文書は制限はなくて、話すのが3分以内でおさまるようにすればいいのではないかなと思います。

【司会(鈴木)】 多分、濱本さんも同じご意見だったと思います。どうしても欠席の場合、代読の場合は3分程度。文書については、口頭の補足であれば長くてもいいのではないかというご意見でございました。濱本さん、お願いします。

【濱本委員】 今の代読の件ですけど、江崎さんもいわれたけど、栗林さんが一応基準を申し上げましたよね。出席の分のね。だから、その辺の重みを考えながら代読された方がいいのか、あるいはその地域の代理が代読するとか、そういう考え方もあると思いますので、その辺はうまく事務局で考えていただいて。やっぱり栗林さんのご意見は、私は正しいと思いますし、そういうのがいいと思いますので、その辺のことも考えてやっていただければ、それでいいじゃないですか。

【司会(鈴木)】 それでは、本日、そういう議論があったこととあわせて、地域の方に代読していただくのか、あるいは事務局の方で代読するのかといった、どうしても欠席される方の扱いについてもルールを決めさせていただきたいと思います。濱本さん。

【濱本委員】 欠席されたら、その資料が出てくるんだから、それを配付するだけでいいと思いますね。皆さん読まれると思うから。それが一番いいと思います。

【司会(鈴木)】 欠席される人は、場合によっては配付だけでもいいのではないかといったご意見でございました。それでは、本日、議論のまとめについて意見を出されておりますが、最後、どなたかご意見ございますでしょうか。秋山さん、お願いします。

【秋山委員】 2つだけ話させていただきますけど、今の意見の表示をしたくないという方も中にはあると思うんですよ。そういう方は、別に強要する必要はないんじゃないかなというのがまず1つ。それから、今回の外環道の終点であり、ある意味では起点である世田谷区が、今度、外環道が南の方へ南伸するとなると、また終点か起点かわかりませんけれど、非常に影響を受けるのは世田谷区なんです。ですから、そのときに、またこういうPIの委員会とか、そういうものが果たしてあるのか。その進め方が今度どういうふうになっていくのか。そういうことも、今、ここでお話ができないと思いますけど、今後、南の川崎の方へ向かう道路に関しては、やはり世田谷からスタートするんですから、それをどういうふうに東京都なり国土交通省なりがお考えか。ぜひお聞かせ願いたいなと思い

ます。

以上です。ありがとうございました。

【司会(鈴木)】 2点ございました。意見をいう必要がない人はいわなくていいのではないかということ。それから、東名以南の進め方について、国の方からということでございます。渡辺さん、お願いします。

【渡辺委員】 今の秋山さんの話に対して、私、非常に不満なんですけど、少なくとも 地区の代表でこれだけ来ているんですよ。この人たちがいいたくない。何のために出てき たんですか。代表ですよ。本人は望まなくても、区や市が無理やり出てくださいといった と。だからって、決まったら、一応委員としての責任を果たすべきじゃないですか。そん なばかな話はないと思いますよ。よくても悪くても自分は代表ですよ。それから、毅然と した態度をもうちょっと示してほしいですよ。子供と同じですよ。こんな話はしたくない。 もう結構です。

【司会(鈴木)】 では、秋山さんからあれば。

【秋山委員】 済みません。僕は黙れという意味でいったんじゃないんですけども、言論は自由であるという原則があるんじゃないですかということでお話ししたんです。

以上です。

【司会(鈴木)】 先ほど山本さんからも説明がございましたが、原則として全委員から表明していただきたいということですけれども、当然、いわないのも自由ということだと思います。山内さん、お願いします。

【山内委員】 秋山さんのお話の中で東名以南の話がございました。冒頭私からも、先ほどもお話しさせていただいたんですが、外環の東名以南につきましても、別途、地域の方々のご意見をお聞きしながら進めていくことになるものというふうに考えておりますと先ほど申し上げさせていただきましたけど、そういうふうに今のところ考えております。よろしくお願いします。

【司会(鈴木)】 それでは、本日に議論をまとめたいと思います。これまでの構想段階での外環の必要性に関しての議論は、山本さん提出の資料に沿って一通り議論をしてまいりました。これを受けまして、次回の委員会では各委員から構想段階としての総括的な意見を3分程度、文書を補足的に用いてもよいということで表明いただき、構想段階の議論の区切りとしていくこととします。この際、江崎さんからもございましたが、質問的な内容、疑問が残っている内容をご意見としていただくことももちろんあるということでご

ざいます。それでは、各委員の方では意見の準備をお願いしたいと思います。また、どうしても日程上、ご都合がつかない場合については文書で意見を出していただいても結構でございますし、その場合の文書の分量等のルール、あるいは意見を口頭で発言する場合のルールについては、事務局から、本日欠席の委員も含めて連絡するということとさせていただきたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、時間9時を回っております。最後に次回の日程について確認させていただきます。次回は区切りとなると考えておりますので、なるべく多くの委員に出席いただきたり、万難を排して出ていただきたいと思いますが、第13回のPI外環沿線会議につきましては、事前に皆さんのご都合をお伺いさせていただきました。結果といたしまして、全員が出られる日ではないのですけれども、8月23日火曜日に開催したいと思いますが、いかがでしょうか。時間につきましては午後7時からを予定しております。先ほどの発言のルール等を含めまして、案内につきましては後日、事務局の方から連絡をさせていただきます。以上、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、以上をもちまして、第12回PI外環沿線会議を終了いたします。長時間に わたり、どうもありがとうございました。

了